

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 6 日現在

機関番号：14401

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2013～2016

課題番号：25590002

研究課題名（和文）「家族法の場」としての「家庭裁判所」の機能を支える専門家群の養成に関する国際比較

研究課題名（英文）A comparative research on the specialists who work for the family law enforcement in the family court

研究代表者

床谷 文雄（TOKOTANI, FUMIO）

大阪大学・国際公共政策研究科・教授

研究者番号：00155524

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,800,000円

研究成果の概要（和文）：家庭裁判所の裁判官、裁判官補助職、弁護士、社会福祉士など、裁判所の内外での専門家の養成制度と機能、協働関係について、ドイツおよびニュージーランドを中心に研究した。ドイツでは、家庭裁判所の裁判官は、児童心理、メディエーション技法なども学び、家庭紛争の解決に当たるが、司法補助官および家族法専門弁護士の役割も大きい。ニュージーランドは司法改革で紛争解決の一部を民間専門家に委ねるが、民間力の活用という良い面もある反面、財政的考慮が強く批判もある。ここでも、家族法専門弁護士は子どもの代理人など、紛争解決のための重要な役割を果たしている。

研究成果の概要（英文）：Many specialists work in the family court in order to resolve much family disputes. Judges who specialized in the family matters have not only legal knowledge and experience but also psychological knowledge and are sometimes mediation technicians. Special staffs in the family court who make some decisions for child and elderly protection play important role. The lawyer who specialized in the family law matters and the psychologist are also important player in the family court. In this research the function and the education system for such specialists who work to resolve family conflicts are analyzed as for Germany and New Zealand. In New Zealand there is a movement to use the powers of the private sector.

研究分野：法学

キーワード：家族法 比較法 家庭裁判所 家事紛争の解決

1. 研究開始当初の背景

(1) 第二次世界大戦後、家事事件及び少年事件に対処するために設けられた専門裁判所としての「家庭裁判所」は、地方裁判所と同格の裁判所ではあるが、通常裁判所とは異なる原理・原則に従って、円満な紛争解決と人間関係の維持・修復を目指し、保護（後見）主義的に、また介入主義的に家庭問題の解決に尽力してきた。

(2) 平成 15 年に制定された人事訴訟法により、人事訴訟が通常裁判所から家庭裁判所に移管され、家庭裁判所の紛争解決機能の拡充、紛争の一環的解決力の強化が図られた（参与員の活用、経験ある弁護士からの家事調停官への登用、人事訴訟での家庭裁判所調査官の活用など）。さらに、平成 25 年 1 月からは、従前の家事審判法に代わり、家事事件手続法が施行され、家事事件における当事者の手続（手続追行権）保障、家事手続における子の意思の把握、その意思を代弁するための代理人制度の採用などが行われた。

(3) 研究開始当時において、すでに家事紛争の増加およびその質的变化・多様化による紛争解決の困難さが問題となっていたが、平成 28 年には、家庭裁判所で取り扱う家事事件が年間で 100 万件を超えるに至っている。家事事件と家庭紛争を解決し、そして再発を予防する場としての家庭裁判所の利用が国民・市民各層に広く行き渡り、普及してきた現在社会では、人々は、インターネットの普及により、ある程度の法的知識を有するも、不確実な情報にもさらされている。こうした中で、家庭裁判所の裁判官ほかスタッフの専門的能力のさらなる向上と市民とのコミュニケーション能力、裁判所外での専門職との連携・協働を促進することが望まれている。

(4) こうした家族法および家事紛争の場としての家庭裁判所を取り巻く社会の変化を背景として、本研究では、家事紛争解決方法の開拓において先行する諸外国から適切な示唆を受けるべく、比較法的研究を行うこととした。

2. 研究の目的

(1) 欧米各国の「家庭裁判所」は、わが国の家庭裁判所のように、裁判所として独立した施設・人員を擁し、独自の法運用で家事紛争の解決に当たっているというわけではない。裁判所の構成上は、下級裁判所の一種の専門部として、家事事件を扱う部を家庭裁判所と称する場合もある（例えばドイツの区裁判所）。しかし、家事事件の増加・特殊性が認識されるに伴い、徐々に専門裁判所化してきている。そして、家事事件を担当する家事裁判官に求められる資質・その養成過程、心理専門職との協働関係の広がりなどに特徴を有するようになってきている。

また近時、欧米ではメディエーションが普及し、家事事件・児童保護事件での裁判所内の体制変革、裁判所外での行政・民間との協働関係が急速に進んでいる。

(2) 本研究では、「家庭裁判所」で取り扱われる家事事件の解決が迅速かつ的確に行われるための制度革新を支えるために、こうした欧米諸国の家事事件裁判官、専門弁護士、子どもの利益代弁人、家族支援・児童保護のための行政・民間の組織、民間ボランティアの活動など、専門人材の資質開発・養成・協働関係の実情などを明らかにすることで、わが国の家庭裁判所のあり方を再考する素材を得ることを目的としたものである。

3. 研究の方法

(1) 家族法が働く場としての家庭裁判所について、それを動かす裁判官その他のスタッフ、専門弁護士、民間機関、行政機関との連携など、欧米のいわゆる「家庭裁判所」が現在、どのように人材を養成し、各専門職が協働関係を形成し、家事事件の的確な解決と新たな家事紛争の予防に向けて動いているのかを、比較法的に研究した。

(2) 研究チームを二つに分け、一つのグループは、大陸法のドイツを中心に研究を行うこととした。もう一つのグループは、英米法系の研究を、ニュージーランドを中心に行った。

各研究グループとして、ドイツ及びニュージーランドの現地調査を行い、研究者、行政官、裁判官、司法補助官、家族法専門弁護士、心理カウンセラー、社会福祉士など、家庭裁判所における家事事件、児童事件に関係し、重要な役割を果たしている専門家に対して、その養成、および任務・活動の実情などについて質問票に基づきヒアリングをし、分析を行った。また、ニュージーランドからは、専門家（この分野の研究で著名な大学教授）を招聘して、ニュージーランドの司法改革の実情について、研究グループで検討する機会を持った。

4. 研究成果

(1) 本研究では、家庭裁判所における紛争解決に当たっている家事裁判官、裁判官補助職の役割とその機能、家事事件専門弁護士・社会福祉士、心理学者など、裁判所の内外での専門家の家事事件解決力の養成とその機能、協働関係について、主にドイツとニュージーランドの現地調査とこれを補う文献調査に基づき研究したが、これにより、国際交流の基盤を一層強めることができたこと自体が、特に若手の研究メンバーにとっては、貴重な成果といえることができる。

(2) ドイツの調査では、主に、大学教授（家事事件専門家）、家庭裁判所、高等裁判所、

法律事務所（家族法専門弁護士の事務所）、児童行政機関である少年局（日本の児童相談所に相当するが機能は大幅に広い）を訪問し、聞き取り・討議をした。その結果として、裁判所および少年局では、家族法・児童福祉法を適切に運用するための人材をそろえており、家族法専門弁護士や心理学者（鑑定人）からも、この分野の専門家として養成されていること、裁判所と連携しつつ、これら専門職は、確立した地位を得て、家事紛争解決のために十分に機能していることが理解できた。特に家庭裁判所では、裁判官とは独立して専門職教育組織において養成され、裁判官と適切な役割分担をしている司法補助官（名前が持つイメージとは異なり、裁判官の単なる補助者とは異なる）が、わが国にはない重要な役割を果たしていることが注目される。

(3) また、ニュージーランドでは、2013年に成立した「家庭裁判所手続改革法」による児童養育法等の運用の変化につき、問題があることが指摘されている。すなわち、裁判所への公的資金の負担軽減の動きは、民間主導・当事者主体の紛争解決というたい文句の下で、相応のメリットを生む面もあるが、総合的な紛争解決力の低下も招くおそれがある。

(4) 国の財政事情から一層の人材増強も困難な状況にある、わが国の家庭裁判所においても、民間の活力を司法との連携に生かしつつ、家事紛争に対する適切な司法関与を実現することが必要となっている。こうした諸外国においての専門家の養成、専門家間の連携の強化に努めている状況は、わが国の家事紛争解決の場としての家庭裁判所の今後の方向性にも示唆を与えるものである。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 9 件)

ビル・アトキン、清末愛砂、梅澤彩、床谷文雄、ニュージーランドの家庭裁判所と家族司法制度および法の支配について、戸籍時報、査読無、743号、2016年、pp.12-21 2

床谷文雄、養子法の提案、戸籍時報、査読無、731号、2015年、pp.11-24

清末愛砂、梅澤彩、ニュージーランドにおける養子縁組制度の現状と課題、国際公共政策研究、査読無、19巻2号、2015年、pp.1-15

稲垣朋子、ドイツにおける離婚後の共同配慮の基本構造、国際公共政策研究、査読無、19巻2号、2015年、pp.17-36

梅澤彩、清末愛砂、ニュージーランドにおける家族司法改革について-最近の動向から、戸籍時報、査読無、722号、2015年、pp.2-9

梅澤彩、ニュージーランドにおける子の養育と面会交流-2004年児童養育法を中心に、家族 社会と法、査読無、30号、2014年、pp.122-134

床谷文雄、未成年養子、法律時報、査読無、86巻6号、2014年、pp.20-26

床谷文雄、親権をめぐる比較法的課題-日本の課題と各国の対応、比較法研究、査読無、75号、2013年、pp.44-57

清末愛砂、シンガポールの親権法、戸籍時報、査読無、703号、2013年、pp.64-71

〔学会発表〕(計 7 件)

床谷文雄、縁組による親子、日本家族社会と法学会、2016年11月、上智大学・東京

稲垣朋子、ドイツ判例法にみる離婚後の配慮権と子の福祉、日本家族社会と法学会、2016年11月、上智大学・東京

床谷文雄、About the Succession Rights of the Surviving Spouse and Children after the Decision of the Supreme Court of Japan on 4 September 2013、国際家族法学会アジア地域大会、2015年10月、西南政法大学・中国

清末愛砂、国連「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」を通して考えるDV被害者支援における子どもへの施策、日本司法福祉学会、2014年8月、追手門学院大手前高等学校・大阪

清末愛砂、シンガポール家族法における法律婚主義とファミリー・バイオレンス関連条項、比較法学会、2014年6月、立命館大学・京都

梅澤彩、ニュージーランドにおける子の養育と面会交流-「2004年児童養育法」を中心に、日本家族社会と法学会、2013年11月、愛媛大学、愛媛

福嶋由里子、カナダにおけるDV被害者救済-Humanitarian & Compassionate 制度の適用について、比較法学会、2013年6月、青山学院大学・東京

6. 研究組織

(1) 研究代表者

床谷文雄 (TOKOTANI, Fumio)
大阪大学・大学院国際公共政策研究科・教授

研究者番号： 00155524

(2) 研究分担者

なし

研究者番号：

(3) 連携研究者

清末愛砂 (KIYOSUE, Aisa)
室蘭工業大学・工学(系)研究科・准教授
研究者番号： 00432427

梅澤 彩 (UMEZAWA, Aya)
熊本大学・大学院法曹養成研究科・准教授
研究者番号： 90454347

冷水 登紀代 (SHIMIZU, Tokiyo)
甲南大学・法学(政治学)研究科・教授
研究者番号： 50388881

(4)研究協力者

稲垣 朋子 (INAGAKI, Tomoko)
三重大学・人文学部・准教授
研究者番号： 70707322

渡邊 泰彦 (WATANABE, Yasuhiko)
京都産業大学・法務研究科・教授
研究者番号： 80330752
(平成26年度から研究協力者)

合田 篤子 (GODA, Atsuko)
金沢大学・人間社会研究域法学系法学類・教授
研究者番号： 50361241
(平成26年度から研究協力者)

Subramaniam Mogana Sunthari
元マラヤ大学法学部・上級講師

福嶋 由里子 (FUKUSHIMA, Yuriko)
元世界人権問題研究センター・専任研究員
(平成25年度まで研究協力者)